

生命共済事業規約

新条文	旧条文
<p>(死亡共済金の免責事由)</p> <p>第33条 組合は、次のいずれかの原因によって被共済者が死亡した場合には、共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意によるとき。ただし、共済金受取人の故意による場合でその者が一部の受取人であるときは、他の者が受け取るべき金額についてはこの限りではありません。</p> <p>(2) 被共済者の自殺行為、犯罪行為によるとき。<u>ただし、新規加入より3年を経過した被共済者の自殺行為による死亡の場合には共済金を支払います。</u></p> <p>(3) 地震、噴火またはこれらによる津波によるとき。</p> <p>(4) 戦争その他の変乱によるとき。</p>	<p>(死亡共済金の免責事由)</p> <p>第33条 組合は、次のいずれかの原因によって被共済者が死亡した場合には、共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意によるとき。ただし、共済金受取人の故意による場合でその者が一部の受取人であるときは、他の者が受け取るべき金額についてはこの限りではありません。</p> <p>(2) 被共済者の自殺行為、犯罪行為によるとき。</p> <p>(3) 地震、噴火またはこれらによる津波によるとき。</p> <p>(4) 戦争その他の変乱によるとき。</p>